

平成 28 年 度
(平成 27 年度対象)

教育委員会活動の点検・評価報告書

平成 29 年 3 月

奄美市教育委員会

目 次

I	奄美市教育行政評価制度の概要等について	1
II	平成 27 年度教育行政の点検・評価（概要）について	
1	教委総務課	3
2	学校教育課	4
3	生涯学習課	8
4	文化財課	10
5	市民スポーツ課	13
III	資料	
	奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱	15
	奄美市教育行政評価会議設置要領	17

I 奄美市教育行政評価制度の概要等について

1 制度の趣旨

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行）、教育委員会においては毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

奄美市教育委員会では、同法の規定に基づき、「教育委員会活動の点検・評価」（以下「点検・評価」という。）を実施し、報告書にまとめました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規程により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、奄美市教育委員会が平成 27 年度に実施した事業のうち、重要課題であると捉えている 10 項目の中から、「確かな学力の定着・向上に対する取組」、「不登校児童生徒への対応」、「教育環境の整備・充実に対する取組」、「生涯学習・芸術文化活動の充実に対する取組」、「スポーツ振興の取組」及び「文化財行政の充実に対する取組」の 6 項目と合わせて、「教育委員会の活性化」及び「適正な人事管理業務」を対象テーマとして選定しました。

【重要課題であると捉えている 10 項目】

- ① 確かな学力の定着・向上に対する取組
- ② 不登校児童生徒への対応
- ③ 特別支援教育の充実に対する取組
- ④ 新時代に対応する教育推進の取組
- ⑤ 教職員の資質の向上の取組
- ⑥ 教育環境の整備・充実に対する取組

- ⑦ 生涯学習・芸術文化活動の充実に対する取組
- ⑧ 社会教育の充実に対する取組
- ⑨ スポーツ振興の取組
- ⑩ 文化財行政の充実に関する取組

3 自己点検・評価点数について

自己点検・評価点数は、達成度と方向性に応じて、以下のとおりとする。

	評価	内 容
達成度	A	目標値に対して、実績値が同じか上回っている。
	B	目標値に対して、実績値が若干下回っている。
	C	目標値に対して、実績値が相当下回っている。
方向性	a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
	b	現状の取組の方向性は良いが、事業手段の改善等を行う必要がある。
	c	事業の統廃合を含めた見直しが必要である。

4 点検・評価の経過について

平成 29 年 1 月	担当課による自己点検・評価シート作成
平成 29 年 2 月 8 日	第 1 回奄美市教育行政評価委員会開催（教育行政評価会議の 設置・委嘱状交付・会長の選任・意見聴取）
平成 29 年 2 月 14 日	第 2 回奄美市教育行政評価委員会開催（意見聴取）
平成 29 年 2 月 22 日	第 3 回奄美市教育行政評価委員会開催（評価の報告）
平成 29 年 3 月 27 日	定例教育委員会へ点検・評価結果報告書の議案提出
平成 29 年 3 月	議会へ報告書の提出・市民への公表

5 奄美市教育行政評価会議委員名簿

任期：平成 29 年 2 月 8 日～平成 29 年 3 月 31 日

氏 名	分 野 別	役 職 等
有 田 勇	教 育	元奄美市立朝日小学校校長
森 山 利 男	文 化	奄美市文化協会事務局長
泉 和 子	文 化 財	奄美市文化財保護審議会委員
岡 山 嗣 夫	ス ポ ー ツ	奄美市体育協会理事長
山 田 千 代 子	生 涯 学 習	社会教育委員（奄美市地女連代表）
中 村 隼 人	P T A	奄美市 P T A 連絡協議会副会長

Ⅱ 教育委員会事務局の点検・評価結果（概要）

1 教委総務課

(1) 担当課による自己点検

教委総務課では、27年度に「教育委員会の活性化」「適正な人事管理業務」「教育環境の整備・充実」の3点を重点課題として位置付け、教育行政の推進に取り組んできた。

毎月の定例会議の実施については、教育行政を進める上で、重要な政策決定の機関であることや、その構成委員の取組みについて、会議の活性化に繋がることもあり、事務局と連携を図りながらその充実に努めた。

適正な人事管理業務について、職場内での健康管理に努め、その上で研修等活用し職員のスキルアップを促進した。

また、学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難所として重要な位置づけがあることから、安全性の確保と環境改善に努めた。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「定例教育委員会の実施や委員の取組み」について、毎月の定例会や臨時会の開催実施にあたり、事務局と連携を図りながら内容の充実・活性化を図っている。併せて、委員の諸行事等への参加をいただき教育行政の現状把握に努めた。

イ 「適正な人事管理業務」について、職員の定期健康診断等受診の状況把握を行い、健康管理を促進した。また、研修等の参加により職員の資質向上を図り、市民サービスの提供に努めた。

ウ 「学校施設の改修・耐震補強事業」については、「耐震診断」の結果と合わせて耐震補強事業や大規模改修事業を実施しているが、平成27年度までに耐震補強事業が終了するため、今後は、施設の老朽化に伴う改修事業について計画的に事業を進め、安心・安全で快適な教育環境の整備に努めていく必要がある。

(3) 教育行政評価会議での要望・意見・回答・評価

- 平成27年度の定例教育委員会の、各教育委員の出席率については100%であった。
- 仮庁舎に移転し、職場環境に変化があったが、業務上不具合は出ていないか懸念している。市教委としては、特に際立った不具合は感じていない。
- 会議室もひとつになった中で、うまく業務を行っているようであるが、備品の設置については業務に支障のないよう整えてほしい。

分類	No.	事務事業名	評価	
			達成度	方向性
定例教育委員会の実施や委員の取組	1	定例会	A	a
	2	議案審議	A	a
適正な人事管理業務の推進	3	職員の健康管理保持と資質向上	A	a
教育環境の整備・充実に対する取組	4	学校施設の改修・耐震補強事業	B	a

2 学校教育課

(1) 担当課による自己点検

学校教育課では、27年度に「確かな学力」の定着・向上を重点課題として位置付け、諸調査による児童・生徒の実態等をもとに課題を明確にして、教育行政上の立場から目標値を設定、その充実に努めた。

具体的には、教職員の授業力向上、指導方法改善を図ることにより、分かる授業の実践を推進し、また、本市の児童生徒の実態に基づいて、個に応じた指導の充実に努めていき、これらの取組について評価を行い、改善を図ってきた。

各小中学校の不登校児童生徒への対応に対する取組みとして、教育相談員やスクールカウンセラーによる相談活動等の充実、他の児童生徒とふれあうことができる環境づくり・学習支援の充実に努めてきた。また、学校と各関係機関との連携を図れるように、スクールソーシャルワーカー（SSW）が、不登校や児童生徒の問題行動への課題に適切に対応するとともに、児童生徒や保護者等、福祉機関等の関係機関との連携を密に行ってきた。

また、学校において児童生徒の心に届く相談活動をするために、臨床心理に関して専門的な知識及び経験豊富な者をスクールカウンセラーとして中学校に配置し、生徒・保護者・教職員へのカウンセリングの充実に努めている。教育相談員が通室した児童生徒を受容するふれあい教室は、児童生徒・保護者・学校からのニーズに十分対応できている。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「鹿児島学習定着度調査」では、奄美市の調査結果を分析した概要を市内全学校へ配付し、市報及び市ホームページでも結果を公表した。また、調査結果の活用状況について調査し学校の課題について支援している。更に、各学校の「学力向上アクションプラン」に調査の活用について位置付け、活用を図った。

イ 「標準学力検査」について、全国との比較のもと、奄美市の教育水準を把握するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図った結果、市内全小・中学校すべてにおいて、指導方法改善の取組が行なわれた。児童生徒一人一人の指導に生かす検査として継続の必要がある。

ウ 「一人一研究授業」では、教師一人一人の授業力向上を図り、指導主事の派遣により、学校の研修内容や個人研究のテーマと関連した授業になっているか指導助言を行った。学校間による実施率の差が見られるので、実施率 100%の実現に向けて管理職から個別に指導をするなどの取組を今後も継続していく。

エ 「指導主事派遣」で指導助言を行うことによって、指導方法の改善を図り、確実な学力の定着に向けた学校の取組を支援した。

オ 「あまみ授業セミナー」では、市内の教諭の教科指導力を高めるため、鹿児島大学教育学部附属小学校・附属中学校の教諭を講師として招聘し、研究授業や授業研究、指導講話を行った。授業づくりについての実践的な研修で、質の高い授業が参観できるため、教職員の資質向上に貢献した。

カ 小・中連携研修会「あまみっ子」ジョイントプランの実施により、各中学校区で小・中連携の取組が実施されるようになった。小・中連携を通じた指導法改善に対する意識が各学校において高まっている。

キ 「特別支援教育支援員配置事業」では、一人一人に応じた支援を行うことで、子どもたちは落ち着いて学校（園）生活を送れるようになりつつある。教育的支援を必要とする園児、児童・生徒は増加傾向にあり、特別支援教育支援員の配置を希望する園・学校数も増えつつあり、それに対応するための予算措置を行う必要がある。

また、各学校への配置については、実態を把握した上で行っているものの、年齢によって、行動面等での特性も異なり、見極めが難しい。適切な把握をするため、関係機関との連携を更に深める必要がある。

ク 「講師配置事業」では、小学校5・6年生で1学級36人以上在籍する学校に教員を加配して、35人学級を実現したことで、きめ細かな学習指導や生徒指導ができ、安定した学力の向上が見られた。

ケ 「あまみスクールソーシャルワーカー配置事業」では、学校がつかめなかった家庭の状況・保護者の思い等を把握することで、適切な対応が可能になった。また、SSW同士の連携や福祉政策課等との連携が進みつつあり、早い段階からの支援が実施できるようになってきた。また、SSWの家庭訪問の実施で、教職員の負担軽減にもつながっている。

コ 「あまみスクールカウンセラー配置事業」では、中学校3校へ1名配置し、不登校児童へ対し、学校復帰を目指した教育相談活動等を実施した。年間の訪問回数等限られた条件でのカウンセリング活動となっているが、計画的に充実したカウンセリングがなされ、職員研修等での活用もなされている。

サ 「ふれあい教室相談員配置事業」では、同じような思いや願いをもった児童生徒が安心して学習や体験活動に取り組むことにより、自己理解や相互理解が深まり、自尊感情の高まりや人との信頼関係の構築が図られつつある。その結果、生徒が定期的に登校できるようになっている。

(3) 教育行政評価会議での要望・意見・回答・評価

- 学習定着度調査について、目標値を変更しているが、指標の根拠は14教科のうち、半分以上の8教科を目標値とした。
- 標準学力検査について、全校児童生徒が受験するが、病気や不登校で受けられない子どもたちは、登校してきたときに実施し、学校で採点して内容を標準学力検査結果と比較し、指導につなげている。
- 指導主事の活動について課題の中に挙げているが、活動は現在進行形で行っており、今年度も各学校に「学力向上対策・授業改善5つの方策」の資料を配付し、指導主事が学校訪問し改善点を指導している。
- 一人一研究授業については、市内小中学校の22校は全員実施している。28名の教諭が実施していないが、実施していない理由については、育児休業や病気休暇中、それに代わる臨時的任用職員であること、実施時期が確定できなかったことが主な要因である。実施割合は、小学校94.4%、中学校86.6%は達成されており、特に中学校においては、他に県の施策で3年に一回は授業を行うことになっている。28年度は、確実に実施できるよう管理職に指導しているところである。
- あまみ授業セミナーについて、毎年夏休みに名瀬小学校を会場に行っている理由は、先生方の時間に余裕がある夏休み期間とすることで、なるべく多くの教諭に出席してもらう

ためである。また、多くの先生方が集まりやすい立地条件の学校を会場としている。

- 特別支援教育支援員の幼稚園への配置について、名瀬幼稚園のみの配置から、市内各幼稚園に配置ができ、拡充が図られている。
- 特別支援教育支援員配置事業について、予算が伴うものであると理解しているが、毎年同じような予算額となっている。予算の要求にも力を入れてほしい。
- 講師配置事業の対象について、年度初めの学級編成時に1学級の児童数が36人以上であることが条件である。学級編制の決定は、国の学級編制の基準日に合わせている。
- 不登校児童生徒への対応に対する取組について、地域よっての偏りはないと考える。
- あまみスクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業について、実績相談訪問87名のうち、77名は改善されているが、それ以外の10名の状況については、好ましい変化（家から出ることができるようになった等）の見られる児童生徒もいるが、改善されていない事例もある。
- SSWは、市内小中学校8校のみの派遣となっているが、その他に、大川中学校は27年度、県の非常勤で対応している。28年度は、笠利地区に市の予算で一人配置、住用地区は教育相談員で対応している。
- ふれあい教室相談員配置事業について、不登校の原因として、子ども同士のコミュニケーション、家庭的な事情、また特別支援的な要素もある。一人ひとりの課題が違うため、市の関係機関と連携しながら対応している。

分 類	No.	事 務 事 業 名	評 価	
			達成度	方向性
学力の実態把握	1	鹿児島学習定着度調査 (小5年4教科, 中1・2年5教科)	B	a
	2	標準学力検査(小1～2年2教科, 小3～6年4教科, 中1～3年5教科)	B	a
教職員の授業力向上・指導方法改善・個に応じた指導の充実	3	一人一研究授業	B	a
	4	指導主事派遣	B	a
	5	奄美セミナー	A	a
	6	小・中連携研修会	B	a
	7	特別支援教育支援員配置事業	A	a
	8	講師配置事業(「あまみっ子」すくすくプラン)	A	a

不登校児童生徒への対応	9	あまみスクールソーシャルワーカー配置事業	B	a
	10	あまみスクールカウンセラー配置事業	B	a
	11	ふれあい教室相談員配置事業	B	a

3 生涯学習課

(1) 担当課による自己点検

生涯学習課では、27年度に「生涯学習・芸術文化活動の充実に対する取組」を重点課題として位置付け、市民のニーズに応えた生涯学習講座を提供するなど、生涯学習への入口づくりを行ってきたが、そのような中、自主グループが増加し、より専門的な芸術文化活動へ発展するケースも増えてきている。

広域的生涯学習の推進の場としての「奄美市まなびフェスタ」の開催、個人の学びの場としての「公民館活動」、地域住民への作品発表の場や鑑賞の機会を提供するなど「学ぶ」を市民へと還元する場としての「奄美市民文化祭」「奄美市美術展覧会」を実施し、「意識向上」「実践活動」へとステップアップすることを目的とし取り組んできた。

また、芸術文化の振興によるまちづくり、地域づくりの促進のため、奄美文化センターでの各種イベントでは、行政と民間や社会教育・文化関係団体が一体となって実行委員会を組織して企画と開催を行ない、いずれも多く多くの市民が参加する一大イベントとなっている。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「奄美市まなび・福祉フェスタ」について、27年度は「解決！ のらねこ問題 奄美での猫との暮らし方」という演題で、NPO法人動物たちの病院沖縄 理事長 長嶺 隆氏の講演と、市内の小・中学生に大きな夢を発表してもらった「ビッグドリームコンテスト」を行った。他にも、行政・学校・NPO・民間団体等による事業紹介の展示や健康相談等を実施しており、多彩なイベントになっている。

指標である市民の参加者数は、目標値1,450人に対し、実績値1,100人で、達成率は75.9%であった。

企画・準備から当日の運営まで、行政と民間団体で組織する実行委員会が担っており、生涯学習社会の実現に向け、行政・民間の協働による一大イベントとして、市民に定着している。今後は、シンポジウム・講演会のさらなる充実、民間団体（NPO・社会教育団体等）とのさらなる連携を図っていく必要がある。

イ 「公民館活動の充実」について、NPO法人アマミーナの公民館指定管理者としての管理運営の充実を図ってきたが、利用者数、図書の出借冊数・生涯学習講座受講者数ともに目標値を上回った。これはNPO法人アマミーナが、多種多様な自主事業、映画上映、音楽イベント、読み聞かせ、健寿大学、川柳大会等を実施するなど、運営努力を行い、自主事業等に積極的に取り組んだ結果だと思われる。

また、図書の貸出冊数は目標値を上回る結果であったが、実績が前年度を下回った理由として、市役所本庁舎建設に伴い、名瀬公民館を3月に休館したことで、利用者の減少になったことが要因と考えている。

生涯学習講座については、受講者数は目標値を下回る結果であったが、受講者数以外は目標値を達成する結果となっている。

ウ 「奄美市美術展覧会」は、文化芸術の振興と創造が活発に行なわれており、年々、作品の質の向上が図られ、文化芸術によるまちづくり、地域づくりに大きく貢献している。

実行委員会組織の強化による自主運営が図られているが、主体となる文化協会や美術協

会の会員が高齢化しているため、多くの若者の加入と育成を検討していかなければならない。

エ 「奄美市民文化祭」について、27年度は、国民文化祭の一環として「民謡・民舞日本一フェスティバル」「奄美芸能と黒潮文化の祭典」を開催し、多くの団体が舞台発表、作品展示に参加し、文化芸術の振興と交流が活発に行なわれた。

また、文化芸術によるまちづくり、地域づくりにも大きく貢献し、行政と民間の協働も図られた。

今後の課題としては、実行委員会組織の強化による自主運営を図り、舞台発表、作品展示ともに多種・多様性を図る必要もある。

(3) 教育行政評価会議での要望・意見・回答・評価

- 総括表中、目標数値8項目について、内訳8項目をもってこの数値に設定している。
- 公民館活動の充実について、目標14万4千人の根拠は、三分館の利用者の平均値だと考えている。
- 奄美市美術展覧会の開催について、出品者、出品数、鑑賞者数、いずれも目標数値を下回った上、前年度を下回る結果であった。これは、出品者の高齢化も一因であると考えている。市美展賞、市長賞を受賞した作家については、委嘱作家としての出品であることから、審査対象外となっているが、作品数が減る中で、切込みを入れる時期に来ている。

今後、検討を重ね、第40回開催を目途に結論を出したい。

- 奄美市美術展覧会について、書道、絵画、写真は充実しているが、工芸部門が非常に少ないと感じる。(28年度実績、工芸3名4作品)
- 27年度は、奄美市民文化祭を国民文化祭の一環として開催した。実績については、全国でも珍しく離島で開催されたことや、八月踊りなどの伝統文化の評価も高かった。また、人の交流、文化の交流も高く評価された。

県からは、これを一過性のものではなく、継続事業としてもらいたいと要望があるため、市教委としては、今年度のA Iフェスティバル、(地域おこし協力隊事業)につなげていく方針を持っている。

分類	No.	事務事業名	評価	
			達成度	方向性
生涯学習機会の拡充	1	「奄美市まなびフェスタ」の開催	B	a
	2	公民館活動の充実(名瀬公民館及び分館)	B	a
芸術文化の振興	3	「奄美市美術展覧会」の開催	B	a
	4	「奄美市民文化祭」の開催	A	a

4 文化財課

(1) 担当課による自己点検

文化財課では、奄美市内の数多くの歴史・文化的遺産の調査研究や収集、文化財指定等に取り組むとともに、指定文化財所有者の理解と協力を得ながら、歴史・文化遺産の整備と保存に取り組んでいる。

27年度は、奄美博物館、歴史民俗資料館、宇宿貝塚史跡公園の展示内容の充実を図り、「宇宿貝塚」、「赤木名城跡」、「小湊フワガネク遺跡」等の史跡の整備及び史跡を核とした、赤木名地区の文化的景観保存事業等に取り組んできた。

今後は、見学会や体験学習、講演会、企画展示等の開催、主要な文化財の案内板・解説板の設置等、歴史・文化遺産を活用した拠点づくり（まちづくり・地域づくり）の取り組みや、平成22年国指定史跡となった「小湊フワガネク遺跡」の保存管理計画の策定、遺跡の整備活用計画を予定しており、各方面の専門家の意見、地元の意見等を集約して、これらの計画を進めていきたいと考えている。

更に、奄美群島の国立公園化、世界自然遺産登録が目前となり、LCC航空の就航、大型観光客船の寄港等で、多くの方々の来島・来館が予測され、多種・多様な価値観に対応していく必要がある。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「国指定史跡（宇宿貝塚史跡公園）管理・運営事業」について、目標値1,400人に対し、実績値1,190人で、達成率85%であった。今後の課題として、資料の収集、保存、調査研究、展示及び教育普及活動（見学会・体験学習・講演会等）などの展示施設本来の業務体制の確立、また、「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」の取り組みと連携を図りながら、史跡公園の啓発普及活動の展開を図る必要がある。

イ 「社会教育施設（奄美博物館）管理・運営事業」について、入館者数目標値9,000人に対し、実績値11,321人で、達成率126%であった。今後は、ホームページの充実で情報発信を図り、常設展示（歴史・文化・自然）のリニューアル化を進める必要がある。

ウ 「社会教育施設（歴史民俗資料館）管理・運営事業」について、入館者数目標値1,300人に対し、実績値1,508人で、達成率116%であった。「歴史民俗資料館」は、34年以上が経過し、老朽劣化に伴う修繕等が増加している。今後、施設の経年劣化に対する修繕等の対応が必要である。

エ 「文化財保護事業（文化財保護総務事業）」について、奄美遺産総合的活用事業により、奄美市内の各集落の自然・歴史・文化の情報を発信することを目的に「奄美市シマ遺産ハンドブック」を作成・配布した。

また、「奄美旧暦行事カレンダー」を作成し、島内外に1部100円で販売し、自然・歴史・文化の情報を発信した。

指定文化財及び未指定の文化財について、地域において守り、伝え、残したいものを「文化遺産」「奄美遺産」「シマ遺産」として捉え、その保存活用を第一視野に入れながら、情報発信していくことは多方面での活用が期待されることから、有意義な事業と考える。

オ 「小湊フワガネク遺跡総括事業」について、国指定史跡「小湊フワガネク遺跡」の調査報告書は、これまで4冊刊行されているが、貝器の実測図及び写真掲載が僅少で情報量が

不足していたため、精査して、総括報告書の刊行を目標である2月までに300部行った。
その総括的な報告書は、出土品の国の重要文化財指定審議に必要な資料としても重要な刊行物となった。

(3) 教育行政評価会議での要望・意見・回答・評価

- 来館者決算額は支出額になっているが、収入額の決算額も記載してはどうか。
- 施設の利用内容に、体験学習等とあるが、入館者の入館目的別の資料も載せてほしい。
- 宇宿貝塚について、空港より北にあるため、来館者数を増やす努力・工夫をしてほしい。
老朽化しており、その整備ももちろんであるが、常設展示をリニューアルや、看板設置や企画展等、人を呼び込む働きかけが必要だと感じる。
- 宇宿貝塚史跡公園については、臨時職員対応なので展示物の充実を図るのが難しい現状もある。
- 奄美市としても、北のほうへの流れを作る施策が必要であると考えている。現在、あやまる岬の整備の計画もあるため、拠点を作り、連携をとりながら対応を考えたいと思っている。
- 「奄美市シマ遺産ハンドブック」の内容がとてもよいので、500部作成しているが増刷を検討してほしい。市教委としては、補助事業のため部数が限られたため、学校関係への配付にとどまった。市民の反響が大きいため増刷も検討している。
- 「電子ミュージアム奄美」のアクセス数を評価として報告してほしい。
市教委としては、閲覧数は間違いなく増えていると感じている。特に祭りの時期はアクセスが多い。
- 国指定史跡「小湊フワガネク遺跡」の調査報告書は、学術的にも貴重な報告書であると思うので、文化財としてももちろん地域振興にも役立ててほしい。
- 小中学生、一般市民にも分かりやすいものを作成していきたい。
- 「奄美旧暦行事カレンダー」について、内容が素晴らしい、本土の出身者にも好評である。補助事業の時は無料であったが、反響が大きく、市の予算で作成し有料とした経緯がある。「ふるふる奄美」は、補助事業なので無料で小中学校へ配布しているようであるが、内容がとてもよいので、市の予算で有料でも作成してほしい。
- 施設整備の計画性について、宇宿貝塚については国指定遺跡なので、文化庁指導の下、修復計画を立てないといけない。遺跡を守る覆い屋という考えなので、建設に非常に制限がある。専門家の指導を受けながら進めていきたい。他の施設の整備についても、実施計画の中で優先順位をつけ、予算枠の中で調整して進めていく。
- 一集落一ブランドについて、集落によっては看板立てたりしている。観光振興にもなるし、分かりやすいため、文化財においても同様な取り組みをしてみてもどうか。
- 国立公園指定に伴い、奄美への来島者が増えていくと思うが、奄美に来てよかったと思ってもらえるように、自然だけでなく独自の文化にも触れてほしい、そのための手立てを市教委としても考えてほしい。
- 看板について、31箇所が目標値で、年度ごとに2～3箇所ずつ補修や立替をして進めている。目標値までは、あと4箇所であるが、老朽化した箇所の補修が始まるため、4箇所で完了ではないと考えている。

分 類	No.	事 務 事 業 名	評 価	
			達成度	方向性
社会教育施設管理 (文化財保護施設)	1	宇宿貝塚史跡公園管理・運営事業	B	a
	2	奄美博物館管理・運営事業	A	a
	3	歴史民俗資料館管理・運営事業	A	a
文化財保護事業	4	文化財保護総務事業	A	a
	5	小湊フワガネク遺跡総括事業	A	a

5 市民スポーツ課

(1) 担当課による自己点検

市民スポーツ課では、27年度に「スポーツ振興の取組」を重点課題として位置付け、生涯スポーツ社会の実現に向け取り組んできた。

社会体育施設・学校体育施設の開放については、生涯スポーツ推進の観点からも全市民に向けて積極的な開放に努めてきた。

また、市民が週3回以上の運動やスポーツを定期的に行うことを目標とし、各々のライフスタイルに合わせて定期的・継続的にスポーツ、レクリエーション活動が実施できるよう運動やスポーツを行う「場」や「機会」を確保するための、総合型地域スポーツクラブを活用した社会体育活動の充実も図ってきた。

更に、チャレンジデーを開催することで、運動やスポーツをとおして生涯スポーツの振興を図っており、今後も市民総ぐるみスポーツ活動として継続したい。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「スポーツ少年団育成」について、年々児童数が減少しており、それに伴い少年団員登録者も減少傾向となっていたが、平成27年度は22名団員が増え、達成率も90%に達成した。しかしながら、単独チームの編成できないスポーツ少年団が見受けられるため、今後も合同での活動を検討していかなければならない。

イ 「社会体育・学校体育施設の一般開放と利用促進」については、生涯スポーツ推進及び進行に向け取り組み、利用達成率も上昇しているが、各クラブと競技団体との会場調整等に苦慮している状況が見受けられる。

また、使用時間の徹底や使用後の整理整頓、使用料の適正な納付などに関する指導を徹底する必要がある。学校によっては、各地区の市民体育祭練習と一般利用者とが競合する時期があり、使用日時・時間等の調整も必要となっている。

ウ 「市民体育祭」は、生涯スポーツの意義を踏まえ、市民の健康増進と体力の向上や、市民の一体感を醸成する為に今後も継続したい。平成27年度は雨天の為、幼稚園集団演技と女性演技を中止としたことで達成率が下がったが、雨天の大会でも2,600名の方が足を運んでくれているので、今後とも多くの市民に参加してもらえよう運営していきたい。

エ 「チャレンジデー」は、目標値を参加者数から参加率へ変更したが、目標値に対して、実績値が上回り、市民への周知が図られている。

運動やスポーツ等をとおして生涯スポーツの振興を図り、市民総ぐるみスポーツ活動として今後も継続していきたい。

(3) 教育行政評価会議での要望・意見・回答・評価

○ 社会体育・学校体育施設の一般開放と利用促進について、決算額の内訳が、184,984千円となっているが、使用料の収入額に対して支出する予算額を明記したほうが分かりやすい。

(予算内訳は、スポーツイベント、施設整備費用、維持管理、改修(市民球場の改修)等、社会体育施設の指定管理者に対する予算も全て含めているため)

○ 市民体育祭の開催について、応援者が一割にも満たないのは少ないと感じる。観客動員の

方法、手立て等、全体的な工夫も必要では。(農産物の即売等で観客動員を増やす等)

- チャレンジデーの開催について、平成 27 年度の目標値は 45%となっているが、目標を高く設定して金賞が取れる数値目標にするべきではないか。
- 決算額が前年度の倍の理由については、笹川財団からの歳入も含めて全体の決算額をあげたため。

分 類	No.	事 務 事 業 名	評 価	
			達成度	方向性
スポーツ振興の取組	1	スポーツ少年団育成	B	a
	2	社会体育・学校体育施設の一般開放と 利用促進	B	a
	3	市民体育祭の開催	B	a
	4	チャレンジデーの開催	A	a

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

平成20年9月26日教育委員会告示第2号

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理及び執行の状況について、自ら実施する点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握し、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

3 前項に規定する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、奄美市教育行政評価会議を設置するものとし、必要な事項は、別に定める。

(評価の基本的な事項)

第3条 教育委員会は、点検及び評価の実施に当たり、次に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 点検及び評価の対象に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施方法に関すること。
- (3) 点検及び評価の対応方針等の決定（以下「結果」という。）に関すること。
- (4) 点検及び評価の結果の施策への反映に関すること。
- (5) 点検及び評価の結果の公表に関すること。
- (6) その他点検及び評価の実施に関し必要なこと。

(報告書の作成及び公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により作成した報告書を議会に提出するとともに、公表するもの

とする。

(市民の意見及びその反映等)

第5条 教育委員会は、公表した報告書について市民から意見があった場合には、施策又は点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

(点検及び評価の改善の検討)

第6条 教育委員会は、毎年度、点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、その改善について検討を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

奄美市教育行政評価会議設置要領

平成20年9月26日教育委員会告示第3号

奄美市教育行政評価会議設置要領

(趣旨)

第1条 奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱(平成20年奄美市教育委員会告示第2号)第2条第3項に規定する奄美市教育行政評価会議(以下「評価会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、教育委員会の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会の点検及び評価の方法に関すること。
- (2) 教育委員会の担当者が実施した点検及び評価の一次評価に関すること。
- (3) その他教育委員会の点検及び評価に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 評価会議は、6人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、教育委員会が委嘱してから点検及び評価の結果を公表するまでの間とする。
- 4 評価会議に会長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 5 会長は、評価会議の会務を総理し、評価会議を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか，評価会議の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要領は，平成20年10月1日から施行する。